

HOKKAIDO **NANPORO**

北海道南幌町

南幌流通団地のご案内



北海道南幌町

まちづくり課地域振興係

〒069-0292

北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

☎ **011-398-7021** (直通)

011-378-2121 (代表)

FAX 011-378-2131

Mail tiiki@town.nanporo.hokkaido.jp

職住環境の確保及び提供により事業拡大 新たに進出を目指す企業をバックアップいたします



南幌町長
大崎 貞二

- 都市近郊の町ならではの恵まれた立地優位性
- 充実した交通アクセス
- 企業進出に向けた優遇制度
- 移住、定住、子育て等支援の充実

本町は、肥沃で広大な田園風景のまちとして、基幹産業である農業を中心に、次世代に繋がる魅力あるまちづくりを進めていくため、「誰もが笑顔で活躍できるまちづくり」を目指し、邁進しております。

町内2か所にある工業団地は既に50社を超える企業に進出していただいております。町民の雇用創出など、産業経済の発展が地域経済に寄与し、一步一步着実に発展してまいりました。

都市に隣接する恵まれた立地優位性、道央圏連絡道路(中樹林道路)の開通による新たな道路交通網の拡充を見据えて、北海道住宅供給公社所有地及び町所有地合わせて約29ヘクタールを南幌流通団地として整備しました。

南幌流通団地は職住近接のエリアとして、物流などの準工業用地及び民間賃貸住宅用地により雇用と住居の確保・提供をすることで、町内外からの定住に向けた取組みを促進し、更なるまちづくりの活性化を進めてまいります。

南幌流通団地の概要を紹介したこのパンフレットをご高覧のうえ南幌町へのご理解を深めていただければ幸いです。

PROFILE

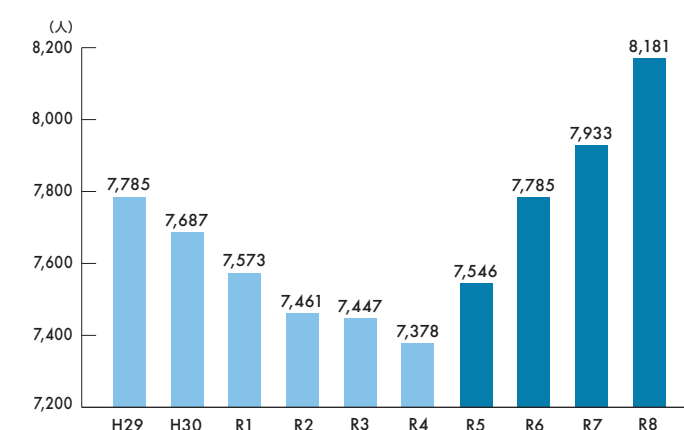
- 人口………8,251人(令和8年4月1日)
- 世帯数………3,906戸(令和8年4月1日)
- 生産年齢人口……4,400人(令和8年4月1日)
- 教育・保育施設……南幌小学校、南幌中学校、南幌いちい保育園、認定こども園南幌みどり野幼稚園
- 主な観光施設……なんぼろ温泉ハート&ハート、南幌きららパークキャンプ場、ふるさと物産館ビューロー
- 面積………81.36km²
- 平均気温………9.4℃(令和7年)
- 年間降雪量………381cm(令和7年)

三重湖公園キャンプ場、子ども室内遊戯施設はれっぱ、南幌リバーサイドゴルフ場

子育て世代を中心とした人口増加のまち 都市近郊の立地により豊富な人材・労働力を確保

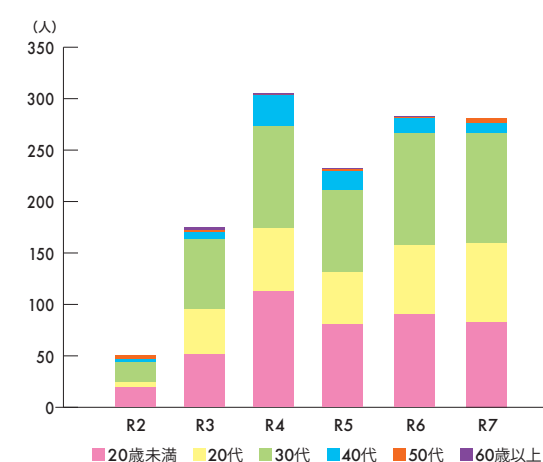
南幌町の人口は、平成10年に10,000人まで増加したものの、令和4年1月1日時点で7,378人まで減少しました。今後の人口減少に歯止めをかけるべく、子育て支援の取組みの拡充や移住促進施策等の効果が表れ、令和4年5月から人口増加に転じて以降、令和8年4月1日時点で8,251人となり、人口増加が続いています。総務省が公表した令和4年から令和6年の人口動態調査において、3年連続「日本人の人口増加数」が北海道の市町村で1位、「日本人の人口増加率」は全国の市町村で5位以内となりました。

■人口推移(H29～R8)



【資料】南幌町住民課(各年1月1日現在)

■移住者の年齢層(R2～R7)



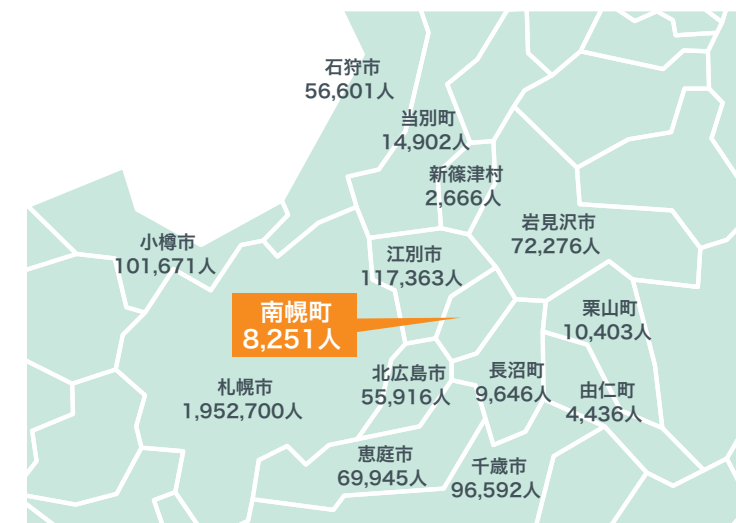
【資料】南幌町まちづくり課

通勤圏内の 周辺自治体人口は約250万人

南幌町は札幌市を始め、江別市、北広島市、岩見沢市、恵庭市、千歳市など道央圏の人口が集中しているエリアに位置しています。

通勤時間概ね1時間以内の周辺自治体の総人口は約250万人と、豊富な人材、労働力の確保が期待できます。

■南幌町周辺自治体の人口分布図



各市町村(令和8年4月1日現在)

高速道路を活用した物流拠点として 全道各地への交通アクセスを網羅

南幌町は全道主要都市への交通ネットワークを効率的に活用することができる魅力的な立地です。道央圏連絡道路と高速道路の接続も可能で、江別東 IC や千歳東 IC を効果的に活用することにより、道南、道東、道北、各主要都市への物流拠点の中心地として、全道各地への事業展開を強力にバックアップ。

全道に延びる道路交通網を効果的に活用

立地の重要なポイントとなる道路交通網。南幌町は、全道主要都市に広がる交通ネットワークが整備されているため、効果的な事業展開が期待できます。旭川などの道北方面へは江別駅ICから、帯広や釧路などの道東方面へは千歳駅ICから、室蘭や函館などの道南方面へは北広島ICから、全道各地への移動や配送などに最適な立地環境です。

道央圏の交通整備により 快適な交通を確保

道央圏連絡道路は千歳市を起点とし、長沼町、南幌町、江別市、当別町、札幌市、石狩市を結び、小樽市に至る延長約80kmの地域高規格道路です。南幌町と長沼町の一部区間を除き整備が完了し、早期全面開通に向けて、整備が進んでいます。開通後は南幌町を中間地点とし主要都市との空港・港湾を活用した人流・物流のアクセスのさらなる向上が図られます。南幌町から空路、航路を活用してより広域的な事業展開が可能となります。



空港・港湾への魅力的なアクセス
道央圏連絡道路の利用により更なる利便性の向上

札幌市中心部まで約 25 km、隣接する江別市・北広島市まで約 13 kmと都市に近く、道央圏連絡道路を利用することで、小樽市までも約 1 時間で移動することができます。

「江別東 IC」から南幌町を繋ぐ道央圏連絡道路「中樹林道路」が令和 7 年 3 月 15 日に開通となりました。

道央圏連絡道路を活用することで、新千歳空港や苫小牧港、石狩湾新港とのアクセスが向上し、南幌流通団地から全国的な事業展開が可能となります。



目的に合わせ気軽に利用できる、理想の交通ネットワーク



新千歳空港

北の空の玄関口となっている新千歳空港は、全国の主要都市と結ばれているほか、ソウルや香港、グアムなどの国際路線もあり、アジアや北方圏との輸送体制も確立されています。



苦小牧港

北海道の港湾取扱量の1/3以上を扱う、北日本最大の国際貿易港が苫小牧港。フェリーから貨物船まで多くの船が行き交い、北の海の流通拠点として大きな役割を果たしています。



石狩湾新港

札幌市中心部まで約20km、南幌町まで約40kmの石狩湾新港は札幌圏の生産・流通の拠点であり、平成23年には日本海側拠点港（LNG）に選定され、今後のさらなる発展が期待されています。



道央自動車道江別東 I C

道央自動車道・江別東ICまで、約8分。
道央圏連絡道路「南幌ランプ」が、令和
7年3月15日に開通され、交通アクセ
スが向上しました。

都市近郊の暮らしやすさ 子ども達の笑顔と共に暮らすまち

南幌町は都市近郊に位置しながら、田園風景広がる自然豊かな住環境が魅力のまちです。

都会の利便性と田舎のゆったりとした空気の両方を感じることができます。近年、子育て世代を中心とした移住者が増え、人口増加が続き、まちの注目度も上がり、商業施設や飲食店の出店により、暮らしの利便性が向上しています。



子育て世代 住宅建築費助成事業

南幌町で新築住宅を建築する子育て世代に対し、最大200万円を助成しています。併せて、みどり野団地・南幌流通団地店舗併用住宅用地の土地代が半額となるキャンペーンも実施中。夢のマイホーム建築を応援します。

子ども室内遊戯施設 はれっば

子ども達の笑顔を育む交流拠点として令和5年5月にオープン。ボーネルンドや東京おもちゃ美術館が監修した遊び場だけでなく、空知管内で初めとなる「ドールコーヒー」が出店するなど、人気スポットです。

オンデマンド交通 あいるーと

AI配車システムを活用し、利用者の希望の時間と場所に応じて「ドアtoドア」で運行する新しい形の乗合い公共交通サービスです。子どもから高齢者まで多くの方に親しまれ利用されています。

子育て支援事業

子育て支援米

南幌町産のお米を中学生までの子ども1人につき年間10kg支給します。

医療費の助成

0歳～高校生までの通院・入院にかかる医療費を全額助成します。

高校生通学費助成

高校生の通学費等を月額最大12,000円（年額最大：120,000円）助成します。

医療・福祉施設



町立南幌病院



みどり野医院



特別養護老人ホーム南幌みどり苑

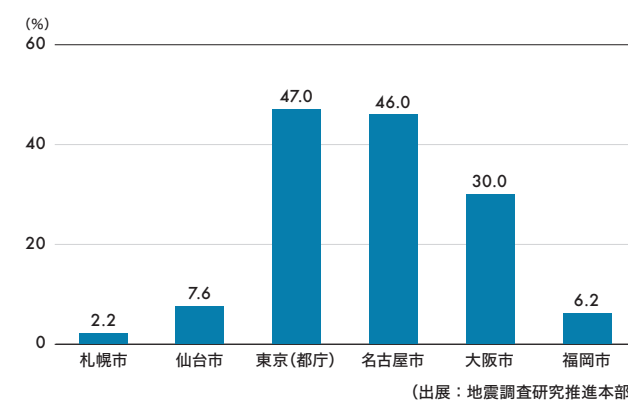


保健福祉総合センターあいくる

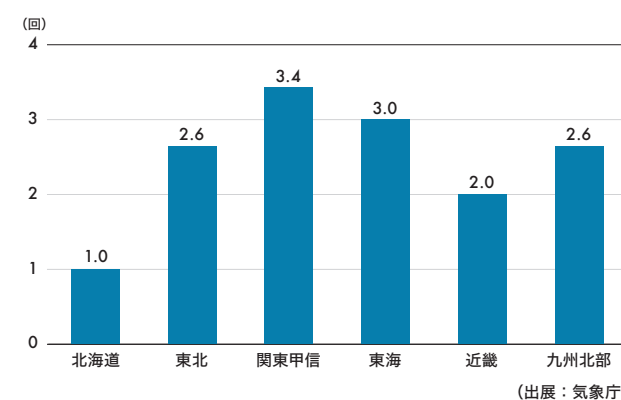
海もない山もない南幌町 低い自然災害リスクで安定した事業展開を

南幌町を含む札幌圏は大規模地震の発生率が低いと言われています。また、海も山もない南幌町は、地震による津波や大雨による土砂崩れなどの災害リスクもありません。四方を川に囲まれている町ではありますが、徹底した治水対策により、洪水になるリスクも著しく低く、安定した事業の実施が可能です。

今後30年間以内の震度6以上地震発生確率



年間台風接近数（R3～R7平均）



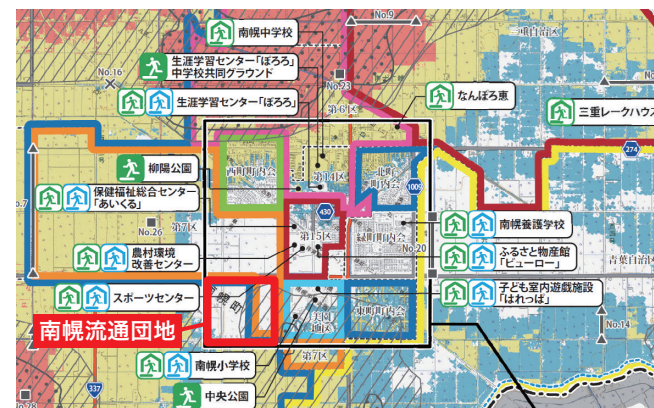
洪水のリスクが著しく低いエリア

右の洪水ハザードマップは、1,000年に1回程度起こる大雨により周囲の河川が氾濫した場合の浸水が想定される区域を示したものです。

南幌流通団地は災害時に想定される被害の範囲や影響が少ないエリアとなっています。



洪水ハザードマップ



冬期間も安心な除雪体制

札幌圏のベッドタウンとして、町外に通勤される方が多い南幌町は、通勤に支障が無いように早い時間帯から除雪作業を開始します。除雪出動基準は、積雪概ね10cm以上で、通常午前7時までには除雪が完了します。

令和7年 年間降雪量の比較

南幌町	381cm
札幌市	517cm
岩見沢市	444cm



令和8年10月供用開始 職住近接・魅力的なアクセスの工業団地

令和8年10月に供用開始の南幌流通団地は、近年移住者が増加しているニュータウンみどり野に近接しているため、職住近接による雇用者の確保も期待できます。また、道央圏連絡道路「南幌ランプ」から約700mに位置しているため、新千歳空港と石狩湾新港を繋ぐ道央圏連絡道路や全道各地に広がる高速道路との接続により、北海道内だけでなく、全国への事業展開に向けた拠点エリアとして魅力的なアクセスです。

■南幌流通団地の概要

- 所在地 北海道空知郡南幌町南16線西10番地
- 団地面積 約28.9ha
- 分譲面積 約23.6ha
- 所有者 ▶北海道住宅供給公社(約14.9ha)
▶南幌町(約8.7ha)
- 用途地域 準工業地域(地区計画あり)(建ぺい率60%、容積率200%)
※「南幌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」(令和5年南幌町条例第11号)により用途の制限を定めています。
- 道路 団地内道路幅員12m
- 上水 長幌上水道企業団
- 下水 南幌町公共下水
- 電力 北海道電力ネットワーク(株) ※供給電力事前協議が必要となります。
- ガス プロパンガス
- 通信 光回線サービス提供エリア内
- その他 土地所有者との契約となります(一部重複あり)

■分譲の概要

- 分譲価格 10,000円/㎡(約33,000円/坪)
- 支払方法 納入通知書により期限までに納入(原則60日以内)
- 保証金 土地売買代金の10%以上の額
- 申込資格等 公害の恐れのない企業で南幌流通団地供用開始後、土地売買契約締結の日から3年以内に指定用途に供すること
- 分譲主体 南幌町/北海道住宅供給公社

■賃貸の概要

- 賃貸価格 月額55円/㎡(約200円/坪)
- 契約期間 原則10年、15年、20年の3区分
- 契約方法 公正証書による
- 保証金 10年(12ヶ月分)、15年(18ヶ月分)、20年(24ヶ月分)
- 借地権の種類 事業用定期借地権(借地借家法第23条)



■既存工業団地 ※分譲地完売済

- | | | |
|---------|---------------------------|-----------|
| ●南幌工業団地 | 住所 南幌町南15線西22番地/南16線西22番地 | 面積 44.3ha |
| ●晩翠工業団地 | 住所 南幌町南10線西14番地/南11線西14番地 | 面積 42.7ha |

■進出企業一覧 (令和8年4月1日現在)

【南幌工業団地】

- アグリフォレストマシーン(株)
- アサヒブリック(株)
- (株)アシスト
- 岩田地崎建設(株)
- 越浦パイプ(株)

- 三基開発(株)
- (株)サントラスト
- (株)ジャパンウエイスト(株)
- (株)大伸
- (株)筑水キャニコム

- TREガラス(株)
- (株)輝建
- (株)トクヤマ
- (株)ニルス
- (有)ハイダリー貿易

- (株)浜佐園
- 日立建機日本(株)
- (株)ファクトリーライズ
- 北海産業(株)
- 北海道セキサン(株)

- 北海道農販(株)
- (株)北海道ロードサービス
- (有)真下商店
- 明治商工(株)
- ヤマダインフラテクノス(株)

【晩翠工業団地】

- 曾澤高圧コンクリート(株)
- (株)いしい
- 伊並産業(株)
- (株)ウレタン工業
- (株)H.F.T
- エコライン(株)
- (株)オーイーエス

- 岡三リビック(株)
- (株)オムニ商会
- (株)山試錐工業(株)
- (株)旭清工業
- (株)グローバルエンジニアリング
- (株)広教資材(株)
- (株)宏陽(株)

- (株)国土調査技研
- (株)札幌サン物流産業
- 札幌商販(株)
- (株)旭パイプ工業
- (株)札幌麺匠
- 札幌豊総合物流(株)
- (株)サニサービス

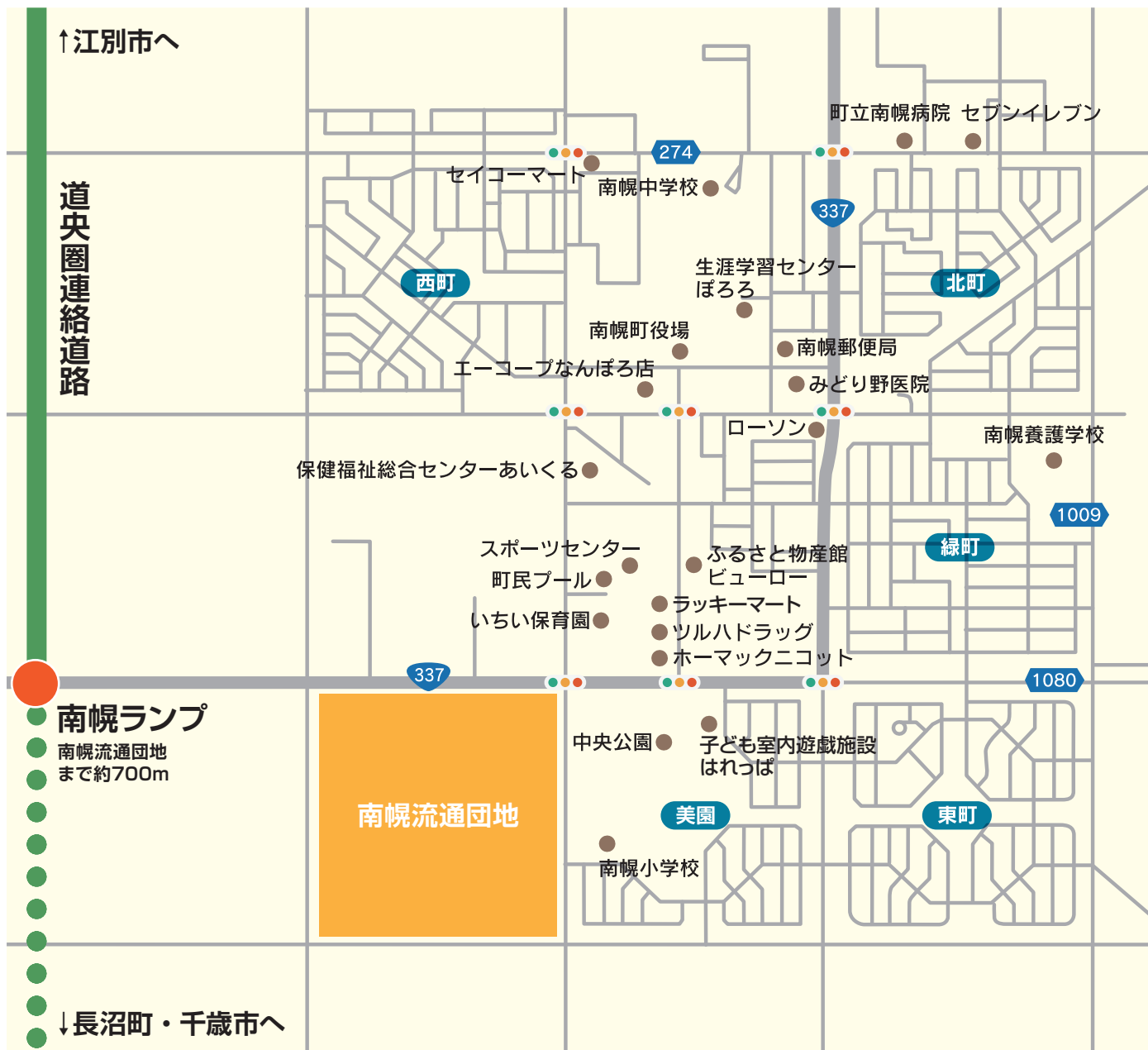
- 三共産業(株)
- (株)三共運輸(株)
- (有)潤屋
- (株)東海林工業
- ダイアックス(株)
- 大東工業(株)
- 大北土建工業(株)

- トダテック(株)
- 日本ハム(株)
- 野幌煉瓦陶管(株)
- (株)パンコーチワークス(株)
- (株)北洋食産
- (有)北海道資源開発
- マルエス三興鉄工(株)

- 明治コンサルタント(株)
- (株)ライズコーポレーション

※50音順

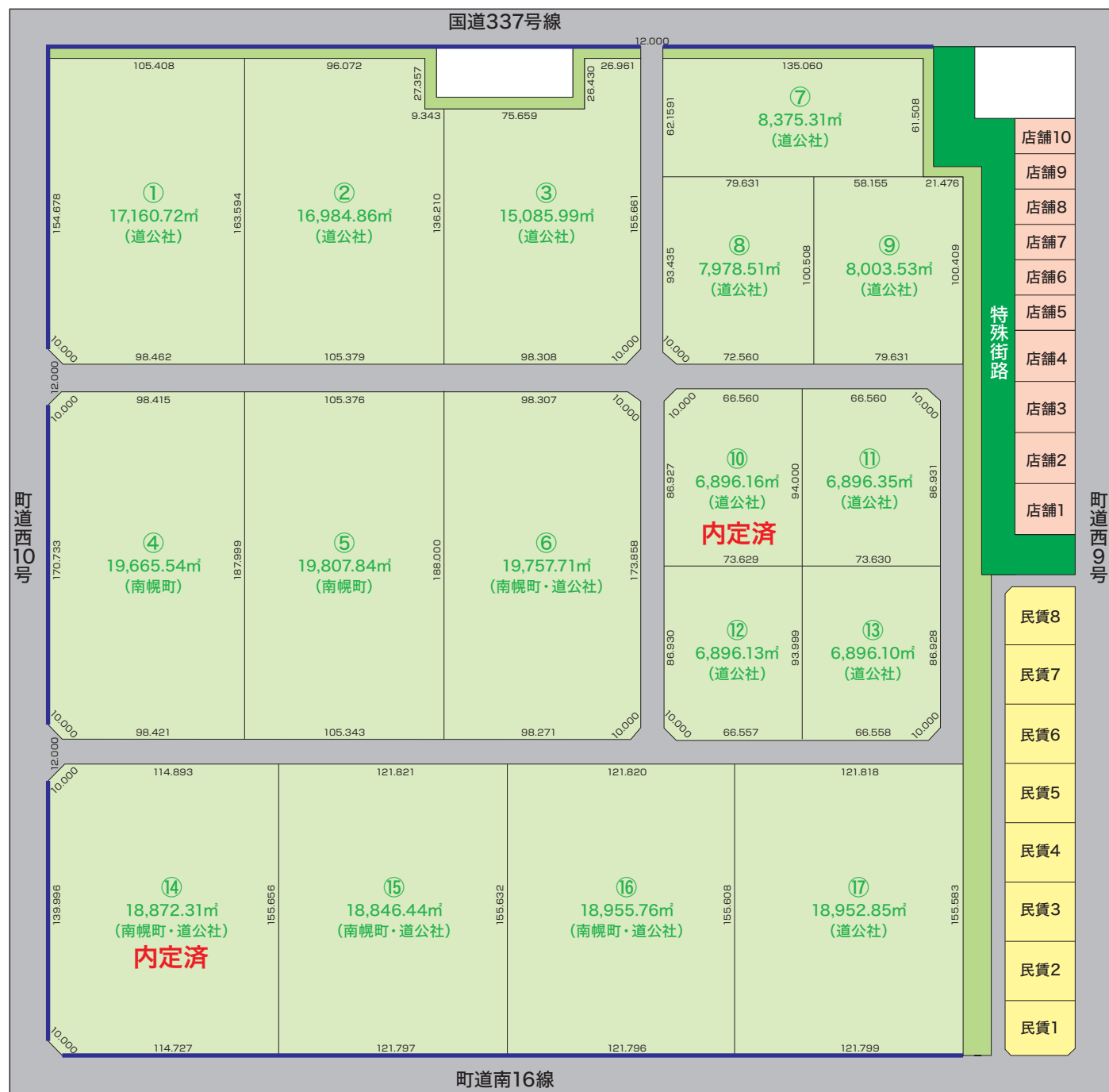
■南幌町市街地



南幌流通団地



住宅団地 (みどり野きた住まいのヴィレッジ)



※上記の分譲予定面積は、工事完了後に測量を行い確定します

※店舗…店舗併用住宅用地 民賃…民間賃貸住宅用地

※国道337号線、町道南16線及び町道西10号(青線箇所)から区画への取付道路の設置は原則行えませんのでご留意願います。

■住宅等用地について

職住近接エリアの住宅等用地として、民間賃貸住宅用地8区画及び店舗併用住宅用地10区画を整備し分譲を行います。

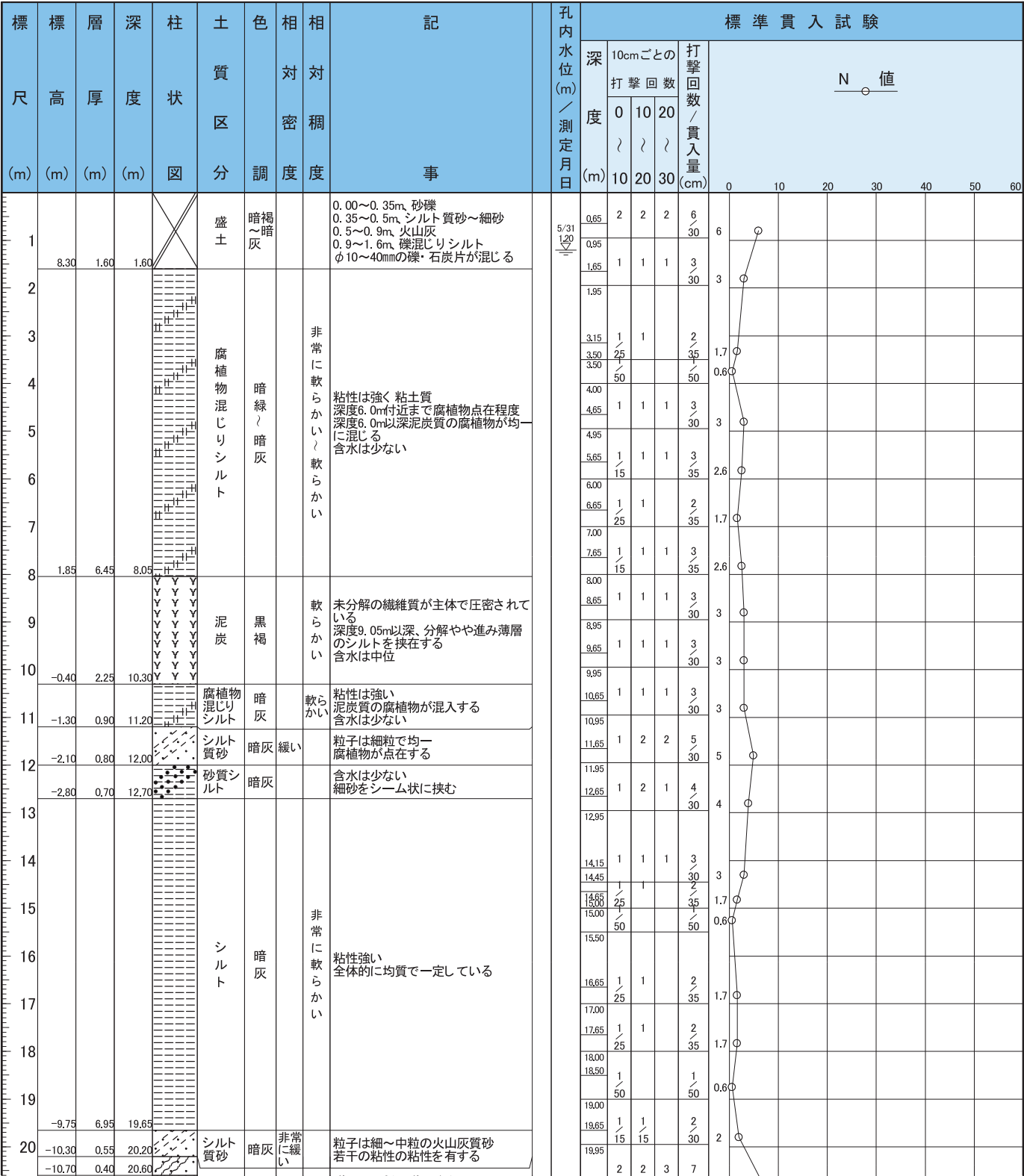
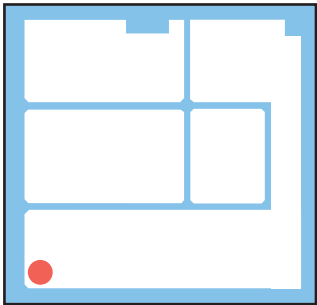
- 分譲面積 1.55ha
- 分譲予定価格 14,000円/㎡
- 用途地域 第1種住居地域(建ぺい率60% 容積率200%)
- 所有者 北海道住宅供給公社

※南幌流通団地に進出する企業が住宅等用地を同時に購入する場合の分譲予定価格は10,000円/㎡とします。

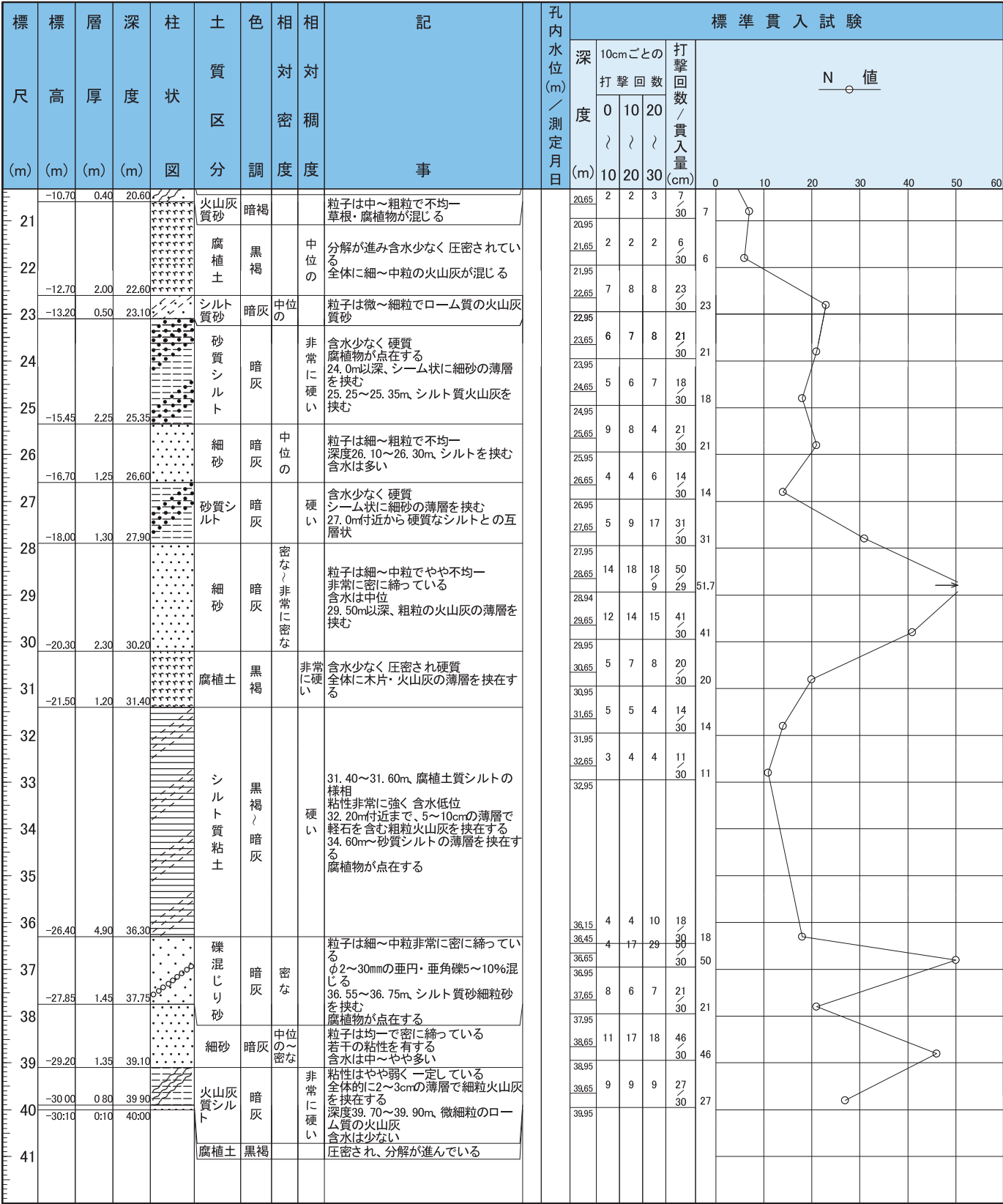
用途	区画区分	面積	用途	区画区分	面積
店舗併用住宅用地	店舗1	832.15㎡	民間賃貸住宅用地	民賃1	1,099.02㎡
	店舗2	832.15㎡		民賃2	1,111.61㎡
	店舗3	832.12㎡		民賃3	1,111.50㎡
	店舗4	832.13㎡		民賃4	1,111.55㎡
	店舗5	554.73㎡		民賃5	1,111.61㎡
	店舗6	554.72㎡		民賃6	1,111.56㎡
	店舗7	554.73㎡		民賃7	1,111.57㎡
	店舗8	554.71㎡		民賃8	1,099.04㎡
	店舗9	554.71㎡			
	店舗10	554.75㎡			

安全・安心な環境を提供するために
地質調査を実施しています

調査地点



孔 口 標 高		H=9.90m	角 度		方 向		地 盤 勾 配	
総 掘 進 長		40.00m						
使用 機種	試 錐 機	東邦地下工機 D-1			ハンマー 落 下 用 具	半自動落下		
	エンジン	ヤンマー製NFD-12			ポ ン プ	使用せず		



南幌町の支援制度

■南幌町企業誘致促進条例に基づく支援

南幌町企業誘致促進条例に基づいて町内の工業団地などに工場等を新設及び増設を行った時に定められた要件に該当すれば奨励金の助成を受けることができる制度です。

区分	対象業種	交付要件	補助対象	奨励内容	
				交付額	限度額
事業用設備等整備奨励金		①町内に事業の用に供する工場等を新設、増設又は賃借により事業の操業を行うこと。 ②償却資産課税台帳に登録されている事業用設備等の取得価額合計額が3,000万円以上であること。	地方税法第341条第4項に規定する償却資産で償却資産課税台帳に登録されている事業の用に供すると認められた事業用設備等。	固定資産税課税標準額の20% (賃貸10%)	3,500万円
企業立地奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ②大規模小売店舗法立地法に基づく大規模小売店舗。	①町内に事業の用に供する工場等を新設又は増設すること。 ②工場等の延床面積が200㎡以上であること。	事業の用に供する工場等で杭打地業を行った建築物の基礎部分(杭打のみ)。	工場等の基礎部分(杭打のみ)の固定資産税課税標準額の相当額(賃貸70%)	1,000万円
雇用奨励金		工場等の新設、増設又は賃借による事業の操業に伴い、常用雇用者を新規に3名以上(南幌町在住者)採用した場合。	事業開始日の前90日から事業開始後90日までの間に常用雇用者として新たに雇用した南幌町内に居住する者。(雇用した日から起算して1年を経過した日後において継続雇用されている者)	新規常用雇用者1人につき10万円を乗じた額	500万円

※用語の解説

- (1)「工場等」とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究を行う事業の用に供する施設及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいいます。
(2)「新設」とは、南幌町内に工場等を有しない事業者が、新たに町内に工場等を建設することをいいます。
(3)「増設」とは、南幌町内に工場等を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で新たに町内の用地を取得又は賃借により工場等を拡張することをいいます。
(4)「賃借」とは、新たに建設された工場等を借り受けた場合をいいます。
(5)「事業用設備等」とは、工場等の操業開始の日までに取得した所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる固定資産をいいます。
(6)「常用雇用者」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届け出を行い、同法第9条第1項の規定による確認を受けた者をいいます。
(7)「新規常用雇用者」とは、新設、増設又は賃借した工場等の操業開始日前90日から操業開始後90日までの間に常用雇用者として新たに雇用した町内に居住する者(雇用した日から起算して1年を経過した日後において継続して雇用されている者。)をいいます。

■南幌町工業振興促進条例に基づく支援

南幌町工業振興促進条例に基づいて町内の工業団地などに工業等施設等の新設又は増設を行った時に定められた要件に該当すれば固定資産税の免除・減免を受けることができる制度です。

対象業種	要 件	内 容
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 試験研究施設等	工業等施設の新設又は増設にかかわる工業生産設備及び、その敷地である土地(取得してから1年以内に当該事業の用に供する土地に限る)の取得価格の合計額が2,800万円を超える場合	新設及び増設後、最初に到来する固定資産税から 1～3年目:免除 4年目:40%減免 5年目:20%減免
上記以外	施設設備の投資額(土地を除く。)が5,000万円超える場合かつ町長が産業振興上特に必要と認めた場合	

※用語の解説

- (1)「工場等施設」とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験運転施設を行う施設をいいます。
(2)「工業生産設備」とは、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる固定資産をいいます。(工場と密接不可分な事務所等を含む。)
(3)「新設」とは、現に町内に工業等施設を有しない者が工業等施設を設置する場合または、既存の工業等施設を有する者が異種の工業等施設を設置する場合をいいます。
(4)「増設」とは、既存の工業等施設を有する者が同種の工業等施設を設置かつ生産能力を増加する場合または、既存の工業等施設を有する者が工業の基幹生産設備を増設しかつ機能を増加する場合をいいます。

■南幌町企業誘致報奨制度

南幌町企業誘致報奨制度に基づいて、企業または個人へ仲介を行った時に定められた要件に該当すれば報奨金の助成を受けることができる制度です。

誘致対象企業	対象仲介者	仲介内容	報奨金と上限額	交付時期
以下の業種で施設を建設する意思のある企業 ・製造業 ・運輸業、郵便業 ・卸売業 ・小売業	以下の免許を持つ事業者が対象 ・宅地建物取引業者(宅地建物業法第3条第1項) ・銀行(銀行法第4条第1項)	・立地希望企業に対する南幌流通団地の情報提供及びあっせん ・立地希望企業に関する情報提供及び助言 ・立地希望企業との交渉 ・その他、企業誘致に関連する業務の支援	土地売買代金×3% 上限:300万円 (千円未満切捨て)	土地売買契約締結後、土地売買代金を完納の上、当該事業用地の建築確認申請が完了したとき

■住宅用地に係る助成制度(子育て世代住宅建築助成金)

住宅用地に係る助成制度に基づいて、個人で店舗併用住宅を建築する時に定められた要件に該当すれば助成金を受けることができる制度です。

交付要件	助成金額
①南幌町に5年以上定住する意思がある子育て世帯で、町内に住宅を新築すること ②やむを得ないと認める場合を除き、助成金の認定申請書の提出後1年以内に住宅の建築工事が完了すること ③建築工事後、速やかに入居すること ④建築した住宅の所有者であること ⑤南幌町防災行政無線戸別受信機の設置を希望する者であること	転入者助成額:100万円 既住民助成額:50万円

※用語の解説

- (1)「個人」とは、中学生以下のお子様がいる世帯または夫婦ともに年齢が40歳未満の世帯をいいます。
(2)「店舗併用住宅」とは、住宅部分の床面積が40平方メートル以上の新築住宅であること、自己の居住用の住宅で台所・便所・浴室及び居室を有していることをいいます。

■住宅用地に係る助成制度(南幌流通団地民間賃貸住宅建築助成金)

住宅用地に係る助成制度に基づいて、対象者が民間賃貸住宅を新築する時に定められた要件に該当すれば助成金を受けることができる制度です。

対象者	交付要件	住戸タイプ	1戸あたり助成額	1棟あたり限度額
民間賃貸住宅用地に 民間賃貸住宅を新築 する個人又は法人	①助成金の交付決定を受けた日から10年間民間賃貸住宅に供すること ②認定申請書の提出後1年以内に住宅の建築工事が完了すること ③ほかの助成金等を受けて新築するものでないこと	1LDK	100万円	1,200万円
		2LDK	150万円	
上記のうち 南幌流通団地に立地 する企業		1LDK	150万円	1,600万円
		2LDK	200万円	

※用語の解説

- (1)「対象者」とは、民間賃貸住宅を新築する個人又は法人であること、国税及び地方税等を滞納していないこと、南幌町防災行政無線設置条例(平成28年南幌町条例第24号)第5条第1項に規定する戸別受信機を全戸に設置する者であることをいいます。
(2)「民間賃貸住宅」とは、1棟当たり4戸以上の共同住宅であること、住戸形式ごとの床面積は1LDKにあっては30平方メートル以上、2LDKにあっては50平方メートル以上で構成されていること、各戸に玄関、トイレ、浴室、台所及び給湯設備が設置されていること、各戸に専用駐車スペースが1台分以上確保されていることをいいます。

北海道の支援制度

■北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置

道では、北海道産業振興条例に基づき、企業立地の促進を図るための助成制度を実施しています。対象事業者は、道に立地計画の認定申請を行い、認定を受けることにより、工場等を新増設する際に投資額等に応じて、最大15億円の補助を受けることができます。